

# 建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和8年度予算概算決定・令和7年度補正)

## 林野庁

※本資料は、令和8年度政府予算概算決定及び令和7年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。  
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。  
※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

[https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou\\_concierge.html](https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html)

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyou.html>



コンシェルジュ  
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧  
掲載ページ

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途											木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物																	住宅
							公共建築物																	
							子ども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港							

<施設整備への支援>

1	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木造公共建築物等の整備）	公共建築物の木造化・内装木質化	地方公共団体、民間事業者等	<p>○延べ1000人/年以上の利用者が見込まれる非営利目的の施設であること</p> <p>○対象施設の延べ面積が原則300㎡以上であること</p> <p>○木造化の場合は、対象施設の地域材利用量が0.18m<sup>3</sup>/㎡以上であること</p> <p>○木質化の場合は、木質化事業面積が300㎡以上かつ地域材50%以上であること</p>	<p>○木造化：交付対象の建築工事費の15%以内（ただし、CLT活用等のモデル材が特に高いものは1/2以内）</p> <p>○内装木質化：交付対象の木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）</p>	80億円の内数	○注1	○	○	○	○	○	○	○注2	○	○	<p>○地域材の利用が必須</p> <p>○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用</p> <p>○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用</p>	<p>○都市（まち）の木造化推進法の改正を踏まえた市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象</p> <p>○営利目的の施設は補助対象外</p> <p>○都道府県の交付金事業としての支援であるため、都道府県が作成する事業計画に含まれるものが対象</p> <p>注1）公立小中学校の校舎木造化は補助対象外</p> <p>注2）執務室は対象外だが、不特定多数の者が利用する施設を複合的に整備する場合、当該部分に限り対象となる場合がある</p>	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626	各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzo/ufukin2.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzo/ufukin2.html</a>
2	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち建築用木材供給・利用の強化（うち木造公共建築物等の整備）	公共建築物の木造化・内装木質化	地方公共団体、民間事業者等	<p>○延べ1000人/年以上の利用者が見込まれる非営利目的の施設であること</p> <p>○対象施設の延べ面積が原則300㎡以上であること</p> <p>○木造化の場合は、対象施設の地域材利用量が0.18m<sup>3</sup>/㎡以上であること</p> <p>○木質化の場合は、木質化事業面積が300㎡以上かつ地域材50%以上であること</p> <p>○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること</p> <p>○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。</p>	<p>○公共建築物等の木造化：交付対象の建築工事費の15%以内（ただし、CLT活用等のモデル材が特に高いものは1/2以内）</p> <p>○公共建築物等の内装木質化：交付対象の木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）</p>	450億円の内数 ※R7補正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>○地域材の利用が必須</p> <p>○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用</p> <p>○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用</p>	<p>○都市（まち）の木造化推進法の改正を踏まえた市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象</p> <p>○公立小中学校の校舎木造化は補助対象外</p> <p>○木造公共建築物等の木造化・内装木質化は、営利目的の施設は補助対象外</p> <p>○庁舎の執務室、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外</p> <p>○都道府県の交付金事業としての支援であるため、都道府県が作成する事業計画に含まれるものが対象</p>	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626	各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinseiyosan/kesan/R7hosei.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinseiyosan/kesan/R7hosei.html</a>	



整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物																			住宅
							公共建築物																			
							子ども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物							

<施設整備への支援>

6	農林水産省（林野庁）	燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち特用林産生産資材高騰対策（うち省エネルギー化施設等整備）	コスト低減等に取り組みのこ生産者に対し、省エネ化等に資する施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること ○施設の入替えにおいては、従来の施設より燃油使用量が15%以上縮減すること又はエネルギー効率率が15%以上向上すること等	○生産・加工流通施設：1/2以内	14億円の内数 ※R7補正												特用林産物生産施設等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/ri/nsei/yosan/kesan/R7hosei.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/ri/nsei/yosan/kesan/R7hosei.html</a>
7	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材需要拡大（うち花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備）	スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等の整備や、需給緩和への対応に資する製品保管庫や原木ヤード等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○スギ材を一定量（原木消費量の50%以上）活用する施設であること等	1/2以内等	56億円の内数 ※R7補正												製材工場、集材工場等及び製品保管倉庫等	○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造（工場建屋は木造に限る） ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○ 林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/ri/nsei/yosan/kesan/R7hosei.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/ri/nsei/yosan/kesan/R7hosei.html</a>
8	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち林業・木材産業の生産基盤強化（うち木材加工流通施設等の整備）	合板・製材・集材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、工場間連携や多品目への転換や輸出拡大に資する木材製品の付加価値化等に向けた木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、受益範囲において、1日当たりの木材（原木）処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であること。 ○低コスト化又は品目転換を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ること。等	1/2以内	450億円の内数 ※R7補正												製材工場、集材工場等及び製品保管倉庫等	○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造（工場建屋は木造に限る） ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/ri/nsei/yosan/kesan/R7hosei.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/ri/nsei/yosan/kesan/R7hosei.html</a>





















整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の使用											木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物																	住宅
							公共建築物																	
							子ども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港							

<施設整備を促進するための支援>

43	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち（外構部等の木質化対策支援）	非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	450億円の内数 ※R7補正	建築物の外構（木塀・ウッドデッキ等）が対象。詳細は「公募情報等」欄に記載した者が決定。											建築物の外構部等の木質化の実証であること	同一の対象で他の国からの補助や助成を原則利用することはできない	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626	<a href="https://www.kinoheij.jp/">https://www.kinoheij.jp/</a>
44	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうちJAS構造材・CLT等を活用した木造化総合対策のうち木造建築物の設計者・施工者育成（専門家派遣等による技術的サポート）	地域における建築物の木造化・木質化を促進するため、建築物での木材利用促進に取り組む地域協議会等に対して、専門家を派遣して技術的に支援	地域協議会等	非住宅建築物の木造化・木質化に取り組む地域協議会等であること	事業実施主体が、専門家を派遣し、地域協議会等の取組を技術的支援	11億円の内数	地域協議会等による建築物への木材利用促進に向けた取組への支援であり、建築物の用途は問わない（ただし、戸建て住宅のみを対象とする取組は対象外）											地域において建築物の木造化・木質化に向けた取組を行うものであること	設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない	林野庁が採択した事業実施主体が、技術的支援を求める地域協議会等を公募する	○	林野庁木材利用課：03-6744-2626	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定